平成２５年（フ）第２１１８号
横浜市南区山王町１丁目８番地　東光レジデンス阪東橋105
債務者　黒野ふみか
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９２号
釧路市柏木町６番1105号　Ｋ１―1105
債務者　落合　陽子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１９５号
釧路市中園町７番15号
債務者　田中はつ子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５６７号
栃木県宇都宮市春日町２番７号、前住所栃木県宇都宮市下荒針町3474番地８
債務者　齋藤　　緑（旧姓和平）
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５７６号
栃木県真岡市田町1755番地１　県営住宅３号棟25号
債務者　大木　一代
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９１号
栃木県小山市城北３丁目３番地13　アンビションＡ―５号室、前住所栃木県小山市本郷町３丁目４番19号　グリーンパーク小山Ⅱ202号
債務者　坂井　恵美
1　決定年月日時　平成25年11月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２号
長崎県松浦市調川町下免612番地４、従前の住所長崎県平戸市田平町下亀免610番地１
市営下亀団地15号
債務者　大久保登代子
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第５９９号
栃木県宇都宮市不動前２丁目13番14号
債務者　菊池　孝幸
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５４２０号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目９番２号　コーポ吉野家101、前住所大阪市西成区天神ノ森２丁目５番15号
債務者　吉川　忠教
1　決定年月日時　平成25年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０号
岡山市南区福田1016番地25
債務者　野瀬　卓也
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７６号
岡山市北区東古松３―12―２両備グレースマンション医大西803、住民票上の住所岡山市北区東古松３丁目12番２号　803号
債務者　杉　　昭男
1　決定年月日時　平成25年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始等

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第５４６０号
京都市西京区松尾大利町20番地の１
債務者　株式会社京都国際
代表者代表取締役　中村　一博
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　裕二
4　破産法31条５項により、破産債権者に対する通知をせず、かつ、届出をした破産債権者を債権者集会の期日に呼び出さない。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第６９８号
福岡市中央区笹丘３丁目20番15号
破産者　有限会社あすなろ福岡
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９０２号
福岡市南区塩原４丁目16番７号　レインボービル２―302号室
破産者　広山　　哲
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１４号
福岡市早良区野芥７丁目９番41号
破産者　合同会社チドリワークス
1　決定年月日　平成25年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部